

自治退2019年度運動方針

はじめに

社会保障と平和を破壊する政権の暴走を許さない

安倍政権は、市民と行政が長い時間をかけて作り上げ維持してきた社会保障に対して、粗野な破壊攻撃を進めています。国政選挙の前には社会保障抑制を隠し、実体のない人気取りキャンペーンを展開し、選挙が終わるや、経済財政諮問会議と財政制度等審議会を用いた「市場原理主義と心理操作中心の経済政策」「市民生活より投資家の利益を優先させる社会保障の抑制」をあらわにし、反動諸立法の強行を繰り返してきました。

「骨太方針2015」が統制した16～18年度一般会計予算では社会保障関係費を4,400億円切り下げたことに続き、骨太方針2018では次の3年間さらに大きな社会保障切り下げをもくろんでいます。

同時に、日銀に将来の深刻な金融危機をもたらしかねない国債と株の大量買い支えを続けさせ、来年の種粉を今年食べてしまうような経済運営を進めています。

また、国家主義への回帰をめざす反動諸立法も、選挙前に覆い隠して選挙後に強引に強行する手法を繰り返してきました。私たちは次のことを決して忘れないし、許しません。

- * 2006年12月**教育基本法**改定可決（06年12月施行）：憲法理念を支える教育を目指して47年に制定された個人の尊重原理の法から、国家戦略としての教育へ・「評価」を軸に・新自由主義と国家主義の結合→延長上で18年から「**道徳教育**」の教科化（教科書検定ではパン屋を和菓子屋に変えさせた）、国立大学では式典で国旗掲揚・国歌斉唱をと安倍発言。
- * 2007年1月防衛庁から防衛省に組織変更
- * 2013年第23回参院選前にはアベノミクスキャンペーン、衆参で多数を確保するや12月**特定秘密保護法**可決（14年12月施行）：知る権利の粗暴な否定、何が秘密かは極めて曖昧であり国家の時々都合で決まり、その内容は国民には知られることなく漏洩者や情報取得者は処罰。
- * 2014年4月**武器輸出三原則を防衛装備移転三原則に変更**
- * 2014年7月**集団的自衛権行使容認閣議決定**：法制局長官の首を挿げ替えて、それ以前の歴代自民党政府がとってきた見解を弊履のように捨て、解釈改憲。

- * 2014年第47回衆議院選挙前には消費税引き上げ延期表明、三分の二議席を確保するや**戦争法**（10の法律の改定と、別の10法を付則で改定）を提起、2015年9月強行可決（16年3月施行）
- * 2016年5月刑事訴訟法（**司法取引導入**）可決（18年6月施行）＝密告者の刑の軽減・偽証誘導冤罪の温床
- * 2016年第24回参院選前には二回目の消費税引き上げ延期表明、自民党単独過半数を確保するや**共謀罪法**提起、2017年6月可決（17年7月施行）：治安維持法の再現。

これらに続き、「森友学園」「加計学園」にみられる行政の私物化、相次ぐ大臣による暴言や非論理的で誤魔化しとともれる国会答弁や発言、与党議員のスキャンダル等が相次ぎました。さらにあるうことか、これらの火消しをはかるため17年9月臨時国会冒頭に解散し10月の第48回衆議院選挙を強行しました。

結果は極めて残念なことに、野党の混乱に乗じて再び自公維が三分の二を超える議席を獲得、三党の比例代表合計得票は2,890万票で有権者1億610万人の27%を占め、改憲国民投票では投票率にもよりますが可決を危惧させる数です。

今後計画されているといわれる通信・メール・LINEの傍受、位置情報取得、親書検閲、会話盗聴の合法化などとあいまって国家権力が自由と人権を抑圧するための仕組みが飛躍的に強化されつつあります。

これまでの傲慢な開き直りや誤魔化し答弁、公文書改竄等が表面化するにつれ、内閣支持率が低下しつつあるものの、改憲勢力はこの議席数があるうちに一気に改憲に持ち込むことを画策しています。

戦後の永い間の保守政権が、まがりなりにも維持してきた民主的合意形成の配慮、節度は現政権からは失われています。

この状況を放置すれば近い将来、強権支配社会が出現します。

私たちは、市民の生活基盤である社会保障の維持強化を求めます。私たちは、日本を戦争する国に転換させることを拒否します。改憲策動、強権支配社会を許さず、民主的合意に基づく節度ある政治を求めます。安倍政治を終わらせる重要な節目である2019年の統一自治体選挙に各地域で取り組むとともに、参議院議員選挙では候補予定者岸まきこさんの必勝のために力を結集します。

1. 社会保障の充実・公正な税制をめざします

- (1) 憲法第25条に定める生存権が何人にも保障されることを求めます。

- (2) 社会保障の基盤をなす雇用・賃金の改善と子ども子育て施策の強化を求めます。また、社会保障を充実する財源確保のため企業が社会的責任を果たすよう求めます。
- (3) 生活できる所得を保障する、将来にわたって安定した年金制度を求めます。
- (4) 医療・介護の連携した提供体制を作るため、地域包括ケアネットワークの整備を求めます。
- (5) 必要な時、十分な医療を受けられる公的国民皆保険制度を維持発展させます。
- (6) 人間の尊厳を守り、介護の社会化を実現する介護保険制度を実現発展させます。
- (7) 生活保護基準の削減に反対します。
- (8) 市民が社会保障に関する正しい認識を持つことができるよう、学校教育における社会保障教育の充実を求めます。
- (9) 所得の再分配機能を果たす公正な税制を求めます。
- (10) マイナンバーによる国民統制とナンバー悪用による犯罪を防止するために、運用を監視し必要な是正を要求します。

以上の課題を実現するための18年度の統一要求は、厚生労働大臣・財務大臣等に対しては退職者連合要求（別添1）に統一し、総務大臣に対する地公退統一要求（別添2）を付加して全体要求とします。（文部科学大臣あて要求は一定の到達点と判断し、本年は留保します。）

<2018年度政策・制度要求（退職者連合）> 別添1

<2018年度地公退統一要求> 別添2

<社会保障制度、税制の経過と情勢>

(1) 社会保障と安倍政権

① 社会保障の三前提

社会保障は、「平和」と「人権尊重」と「健全な国民経済」を前提としている。安倍政権は、「違憲の戦争法制制定によるアメリカの下働きで戦争をする国への転換」、「自民党改憲草案が示す基本的人権の蔑視」、「新自由主義的グローバリズム・強欲資本主義で国民経済を破壊する政策」を進めることで、社会保障の基盤を掘り崩そうとしている。また、市場原理主義に基づいて労働者派遣法・労働基準法・労働契約法等、労働者権利擁護法制改悪を図り、低賃金・不安定雇用、社会的格差を拡大して社会保障制度＝社会的扶養の支え手を失わせようとしている。これら

の政策を転換させなければならない。

② 消費税率変更延期と社会保障切り下げ工程表

税と社会保障

消費税は、三党合意による「社会保障・税一体改革方針」に基づき14年4月に5%から8%に増税され、15年10月にはさらに2%増が法定されていた。安倍政権は14年12月の第47回総選挙での人気取りのため合意を破り、2%増税を17年4月まで延期した。しかし参議院選挙を控えた16年6月、14年の自らの発言「再延長はないことを断言」を覆して「新しい判断」という珍語で2019年10月まで再延期した。

他方、法人税について国自治体あわせた実効税率を当初の計画を前倒しして15年度の32.11（国税23.9）%から16～17年度29.97（国税23.4）%、18年度29.74（国税23.2）%に引き下げている。

この消費税率変更延期と法人税減税による税収不足のため、政権は三党合意で消費税率10%時に実施するとしていたいくつかの施策を延期・放棄した。

ア。「低年金者給付金」は10%実現時まで延期、イ。「総合合算制度」は公明党の要求で実施することになった軽減税率の財源捻出に充てるとして不実施、ウ. 逆に年金制度としては問題の多い「基礎年金受給資格を25年から10年に短縮」は選挙の人気取りでつまみ食いの前倒しで法改正し2018年8月実施とした。

骨太方針 15から18へ

なおかつ不足する財源の埋め合わせとして骨太方針2015とその「工程表」を閣議決定して、2016～2018年度を集中改革期間として、高齢人口増に伴う自然増があっても1年に5,000億円を天井にする枠組みとした。これに基づき2016年度では天井5,000億－自然増6,700億＝▲1,700億円、2017年度では天井5,000億－自然増6,400億＝▲1,400億円、2018年度では天井5,000億－自然増6,300億＝▲1,300億円を捻出するための負担増・給付抑制・薬価引き下げが強行されてきた。

これに続き政権は、集中改革期間終了後の19～21年度を統制する新たな枠組みを作るため、経済財政諮問会議（経済産業省主導）で6月15日に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2018」を閣議決定し、その財政分野に関して財政制度等審議会（財務省主導）で5月23日に「新たな財政健全化計画等に関する建議」をまとめた。

骨太方針2018は“骨太方針2015工程表全44項目の推進”“前回以上の抑制”を述べつつも、参院選挙を意識してかややマイルドな抽象的表現をとり、抑制金額目標も明示していない。しかし、過去の政権の行動を見れば、既に強引な社会保障切り込みの工程表を隠し持っていると思われるべきである。

むしろ財政審建議は“骨太15工程表の積み残し実現、追加措置案など医療・介護で23項目、年金で2項目”の「今後の社会保障改革の考え方」を出して、19年度以降の受給者負担増・給付削減の先導役を務めている。

この中には「現役世代人口減少に合わせて医療保険給付率を自動的に引き下げ（自己負担率の自動的引き上げ）（新）」「後期高齢者医療の自己負担を2割に引き上げ（継続）」「介護保険

サービス利用者負担を原則2割に引き上げ（新）」「医療費適正化のための地域別診療報酬の設定（新・後期高齢は継続）」「年金支給開始年齢引き上げ」など、これまでの制度を根本から覆すもののほか、「金融資産を考慮に入れた医療保険自己負担」「薬剤自己負担引き上げ」「受診時定額負担導入」「要介護1・2の地域支援事業移行」など関係者が強く反対してきたものが掲げられ「応分・公平な負担」の名の下、高齢者に対し一層の負担を強いようとする政策が多く含まれている。

財政審建議の一部の項目には与党内からさえ異論が伝えられ、すべての項目を期間内に成就させる確信をもって提起しているとは思えないが、節度のない市民生活攻撃は極めて危険な姿勢である。関係団体と連携・協力しつつ世論を形成し、大きな力をもって全力で食い止める必要がある。

* 2040年見通し

第6回経済財政諮問会議には内閣官房・内閣府・財務省・厚労省の連名で、日本の高齢人口がピークになる2040年頃をみすえた社会保障給付費のGDP比の将来見通しが報告された。これによるとGDP比が2018年度の21.5%から2040年には24%程度に上昇するとして、今後20年間の社会保障削減が不可欠とするキャンペーンが目論まれている。確かに世界が経験したことのない日本の高齢化は多くの課題を生み出していることは事実で、私たちにも事実に基づき冷静に困難を乗り越える工夫が求められている。しかし、同日会議に厚労省が提出した2013年の国際比較資料では日本よりはるかに高齢化率が低いドイツの社会支出でさえGDP比は26.2%で、日本の2040年見通しの数値より高い。しかも、42年から先は高齢者の絶対数が減っていく。データはキャンペーンの意図とは逆に、社会保障給付は十分日本社会が耐えられる水準であることを示している。

* 勤労者皆保険

骨太2018は、労働力調達の視点から高齢者・女性・外国人の就労に食指を動かしており、この一環で高齢者の項で『働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる「勤労者皆保険」の実現をめざして検討』とした。自治退は政府の雇用主視点による便宜的つまみ食いを許さず、労働者本位で「年齢・性別・国籍を問わず勤労者皆保険を実現」することをめざし、退連要求に意見反映する。

③ アベノミクス

非科学的な雰囲気操作の金融政策のみに依拠するアベノミクスは、实体经济の改善と市民生活向上になんら効果をもたらさず、国内外の証券・株式業界の過熱だけをもたらしている。しかも、日銀が政権の下働きに堕して大規模に実施している通貨増発・株式購入・国債購入による「金融緩和」は、5年経っても公言した物価目標2%を達成できないばかりか、緩和からの正常化への

出口では極めて大きな経済的リスクを抱えている。

④ 地域共生社会

厚労省は「我が事・丸ごと」のフレーズをかかげた「地域共生社会」作りを標榜し、高齢者・障害者・子どもについて縦割りを超えて柔軟に支援するとキャンペーンしたが、当初から自治退が指摘したように「場当たりの人気取り、やってる感演出」にとどまり、塩崎大臣の辞任とともに、縦割りが解消されることなく消滅した。私たちは本来の意味での共生社会を作るために引き続き努力する。

他方安倍政権が底流で指向する、国家が指図して洩れなく市民を統制する戦前型隣組社会の再現、公的責任の放棄・安上がり行政の受け皿としての地域づくり策動は続けられており、引き続き警戒が必要である。

⑤ 2018年に集中した諸計画

2018年には①「第7次医療計画」、②「第3次医療費適正化計画」、③「診療報酬改定（2年周期）：中医協審議」、④「第7期介護保険事業計画：市区町村策定、第7期介護保険事業（支援）計画：都道府県策定（3年周期）」、⑤「介護報酬改定（3年周期）：市区町村決定」が同時策定・改定されたことに加えて、⑥「国保財政運営の都道府県化」も施行された。

また、第3期特定検診・保健指導実施計画（2018～24年度）、第2期データヘルス計画（2018～24年度）も策定された。これら諸計画・報酬間の連携は過去に比べれば進んだとはいえ、縦割りが解消されたとは言えない。

また、社会保障に影響を及ぼす意思決定としては、「新しい経済政策パッケージ：17年12月8日閣議決定（事務局・内閣府）」「新・高齢社会対策大綱：18年2月16日閣議決定（事務局・内閣府）」がある。

これらの諸計画や政策方向について点検・意見反映し、人材確保や社会保障施策の前進に役立っている取り組みが求められている。

(2) 雇用・子ども子育てと社会保障

① 雇用

良質な雇用の安定・拡大のため、働く者のための働き方改革を実現し公正労働条件を確保することは、労働者・労働組合運動にとっての中心的課題である。

同時に、社会保障に必要な財源確保の側面からみると、退職者の生活を支えている社会化された制度＝年金・医療・介護の水準は、費用を負担する労働者の数と賃金で決まる。この意味で現役労働者の雇用・賃金労働条件改善は退職者自らの課題でもある。非正規労働者の権利保障要求や、手当なし残業制度・金銭解雇ルール化反対のために自治退も可能な範囲で行動してきた。

第195国会には、時間外労働の上限規制を導入する労基法や同一労働同一賃金実現に関するパートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法など実効性をもって早期実現すべき労働法制が提案されたが、抱き合わせで、長時間労働を助長する「高度プロフェッショナル制度創設」「企画業務型裁量労働制の対象拡大」が提案された。裁量労働拡大は法案の基礎とされた統計が誤っていたことから撤回されたが、高プロは過労死犠牲者家族が究極の過労死解禁と批判したにもか

かわらず強行可決された。

また、ある程度の金さえ払えば労働者を自由に解雇できる「解雇の金銭解決制度」法案の検討も続いている。

今後も現役と連携して高プロ廃止、金銭解雇提案断念のために取り組むことが求められている。

② 子ども子育て

子どもらの育ち学ぶ権利を社会的責任で保障する「子育ての社会化・次世代育成支援」は次の社会を再生産するために欠かせない。子育て世代にとっての中心的課題である。

同時に、社会保障制度維持・安定の側面から見ると、次世代育成支援は将来の社会保障制度を支える基盤である労働者の再生産でもある。子育て支援のための主な財源は社会保険料・税・国債のいずれかになるが「国債による財源調達」は、将来世代へのつけ回しになり、とるべきではない。また、消費税を軸とする税は重要な位置を占めるが、短時間で増税の国民的合意を得ることは容易ではなく、施策の緊急性に対応できない。

これらを考慮して退連が討議を呼び掛けている“医療・介護・年金保険が一定率の保険料を上積みし、子ども子育て施策の基金に拠出する”案の討議に自治退も積極的に参加する。

また同じ文脈から、退連要求の“年金積立金の一部を超低利で奨学金として貸し付け”を支持する。

自民・維新が、「教育無償化」などを改憲の政治的口実に歪曲利用しようとしているが、子どもの権利、健全な社会の再生産と無縁なこれらの策動は許さない。

(3) 年金制度

① 公的年金の社会的位置と機能

公的年金保険は6,700万人の被保険者3,900万人の受給者の権利に直結する超長期の制度であることから、全社会が協力して維持すべきものである。年金は社会化された扶養であって金融商品ではない。また、防貧を目的とする社会保険であって救貧を目的とする扶助ではない。年金財政の安定は「保険料を負担する労働者数とその賃金水準（集める）」と「年金受給者数と給付水準（配る）」に規定されるため、経済政策・雇用政策こそが基本である。

② 14年財政検証と年金制度改定

年金制度については、2012年成立の年金機能強化法を受けた2014年の財制検証での試算「オプションⅠ：マクロ経済スライドの名目下限方式の見直し」「オプションⅡ：短時間労働者に対する厚生年金適用拡大」「オプションⅢ：保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制」への対処が検討されてきた。これらは今後の年金財政安定化・所得代替率改善の焦点となる。

そのうち「短時間労働者について、労使合意があれば500人以下企業でも年金加入を可とする（地公については労使合意抜きで500人要件除外）」「マクロ経済スライドを繰り越し累積方式（キャリアオーバー）に改める（18年4月施行）」については16年12月、192国会で可決された。自治退は、短時間加入拡大については極めて限定的な法案を批判して前倒して抜本的に拡大すべきことを主張し、キャリアオーバーについては将来世代の年金水準に配慮してやむなしとした。

このほか、192国会では「GPIFに労使代表各1を含む経営委員会を設置する（17年10月施

行)」、「国民年金第一号被保険者産前産後休暇中の保険料免除(19年4月施行)」、「賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改訂する考え方を徹底(21年4月施行)」などが可決された。自治退は「経営委員会については労使代表者数に不満はあるが、一步前進」「産前産後の保険料免除は是」「賃金・物価下落時に下落幅の大きいほうに合わせた年金額引き下げはやむなし」として対応した。

現在2019年財政検証に向けて社会保障審議会年金部会、年金財政における経済前提に関する専門委員会が審議を進めており、19年春には検証結果報告、それを基礎に19年秋までに年金部会で制度審議、20年春通常国会に制度改定法案提案が予定されている。審議状況を注視し、年金制度の安定的持続の視点から取り組む必要がある。

③ オプションⅠ：マクロ経済スライド

自治退は第一に年金受給者団体としてより良い給付を確保するために取り組んできた。

第二に現行の保険料率上限固定方式の年金制度のもとでは、現受給者が相対的に高い給付を受け続けられれば、孫・ひ孫などの将来受給世代から現受給者に年金資産の移転が起これり、一旦生じた移転は回復しないという年金財政構造に留意してきた。

この二つの視点から退職者連合の「社会保障の基盤である良質な雇用の安定・拡大とともに労働分配率の向上を図ること」「マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できることを重視して退職者連合と誠実に協議すること」という要求を基本に、引き続き関係者の率直な協議と合意のための努力が求められている。

④ オプションⅡ：短時間労働者の社会保険加入拡大

短時間労働者が社会保険から排除されている結果、医療では国保へのしわ寄せ、年金では、①在職中保険料を負担する被保険者になれないため年金財政に貢献できない、②本人の老後、所得比例年金を得られず貧困に陥る、という問題が生じている。これを解消するための加入拡大は長い懸案だったがこれまでは小幅な手直しにとどまってきた。社会保障制度改革国民会議の提言・財政検証時の試算を機に前進の機運が高まっているが、依然として人件費としての保険料負担を嫌う事業主の抵抗も伝えられる。遅くとも20年春通常国会で抜本的加入拡大を実現する取り組みが求められている。

⑤ オプションⅢ：保険料拠出期間延長、年金受給開始年齢選択の拡大

現在、基礎年金保険料納入と年金額算定は次のルールで処理されている。

- * 厚生年金保険料は、加入要件を満たす70歳未満の被用者すべてについて20歳未満・60歳以上を含めて年齢を問わず標準報酬月額に料率を乗じて算出した額を納入する。
- * 基礎年金の給付に要する費用は、公的年金の被保険者全体で負担する。このうち第2号、第3号被保険者に係る負担分は各被用者年金保険者がそれぞれの20~59歳被保険者数に応じて負担する拠出で賄われる。
- * 各人の年金額計算基礎である保険料納入月数は、老齢厚生年金では20歳未満・60歳以上期間を含めてカウントするが、老齢基礎年金については「20~59歳間の480ヶ月内」のみをカウン

トする。

この結果、20歳未満・60歳以上期間の保険料は、各人の基礎年金額計算には結び付かず、厚生年金全体の資金として厚生年金勘定に残る。

他方、政権の思惑による議論とは別に、健康寿命の延びと勤労意欲を生かす労働者自身の要求に基づき高齢期就労は拡大しており、それに伴い年金制度も見直しが必要になっている。このことも念頭に置いて2014年年金財政検証では次の試算を行った結果、将来の所得代替率にプラスの効果を持つという結果が出た。

<14財政検証>

- 高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう次の制度改正を行った場合を試算。
 - * 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、納付年数が延びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。（平成30年度より納付年数の上限を3年ごとに1年延長）
 - * 65歳以上の在職老齢年金を廃止
- 上記の制度改正を前提とし、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰り下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
⇒年金受給者の所得代替率を改善するという結果

以上を踏まえて、退職者連合は2018年度要求を次のように決めている。

<年金保険料拠出期間延長・年金受給開始時期選択幅の拡大>

- ① 加入者の選択権を前提に、国民年金拠出期間を延長すること
- ② 基礎年金給付算定時の納付上限（480ヶ月）を延長し、延長した年数に合わせて基礎年金を増額すること
- ③ 年金受給開始時期の選択肢を70歳以降に拡大すること
- ④ 在職老齢年金は就労を妨げないようあり方を検討すること

※ 政府は18年2月に決定した「新・高齢社会対策大綱」で社会保障教育の充実、短時間労働者の社会保険加入拡大、在老年金見直し等と合わせて65歳超を高齢者とする従来の定義の見直しを提起した。これ自体は健康寿命の延びに合わせて社会制度を見直す方向として検討に値する。

しかし、これに便乗して財政審議会は「2035年までに年金支給開始年齢を現在の65歳より引き上げる」ことを主張している。財政審の主張は世代間格差解消を言いながら将来世代のみの生涯年金受給額を抑制することを意味し、マクロ経済スライドを持つ我が国では有害無益な主張である。これに対しては加藤厚労大臣でさえ「受給年齢選択の拡大を検討すべきであって、支給開始年齢引き上げは全く考えていない」と述べている。

⑥ 高所得者の年金額調整

年金機能強化法からの宿題のうち、上記三オプション以外では「高所得者の年金額の調整」が残された課題とされている。この課題について地公退は、貧困長生きリスクへの保険という年金の性格に照らして基礎年金の国庫負担分についてのクローバック（給付した年金の一部返納）は是とする方向で検討してきた。

財政審議会は今期「改革の方向性」で高所得者の年金額調整を取り上げ、税制による調整も選択肢としている。クローバック、税の応能負担のいずれの方法にせよ、年金額調整が年金制度に貢献することを前提として対処する必要がある。

⑦ 年金積立金運用

安倍政権は株価操作・国際金融資本への貢献としてGPIFの年金積立資金＝労働者の資産を保険料拠出者の意見反映抜きで株式市場に投入拡大する決定をし、各共済組合も一元化法に基づきこれに追随させられた。この結果、金融市場の思惑に振り回されて運用損益は乱高下してきた。安倍政権の支持率の最大の支えは株価だと言われるが、公的年金積立金と簡易保険・郵貯・日銀ETF（上場信託投資）による買い支え＝官製相場が作られ、明らかに市場が歪曲されている。

官製相場のための政治的思惑を斥け、本来の運用の使命であるスプレッド（名目運用利回り－名目賃金上昇率：年金財政上、賃金上昇分は給付増につながり±ゼロ、賃金上昇を上回るスプレッドが年金財政に貢献、現在の目標値1.7%）を安定的に確保するよう、GPIF経営委員会の機能を高めなければならない。

⑧ 2018年度年金額

2018年度の年金額を決める指標は、消費者物価変動率0.5%、名目手取り賃金変動率▲0.4%だったため、ルールにより賃金・物価スライドによる改定は行わないこととなった。ちなみに、この年度のマクロ経済スライド調整率は▲0.3%（受給者増分▲0.3%、被保険者減分0%）だったが、調整を吸収すべき年金上昇額がないので適用されない。ただし、192国会で導入されたキャリーオーバーが2018年4月から施行されるので、初めて▲0.3%が次年度以降に繰り越し累積になる。

⑨ 追加費用

被用者年金一元化に関連して2013年8月に強行された「追加費用削減」は制度論として誤っていることを指摘し続ける。とりわけ、沖縄について全国水準より長い追加費用期間による削減とされており、沖縄の年金受給者に対する不当な不利益扱いとなっている。追加費用の定義の問題として無視するのではなく、沖縄の実情に即して何らかの是正策をとるべきである。

（4）地域包括ケアシステム

① 求める地域包括ケアシステム

自治退は地域包括ケアシステムを、患者・利用者本位で医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく体系化した、地域ごとに多様性をもつ選択可能なケアネットワークであるべきと考えてきた。「治す医療」から「治し・支える医療」へ、「病院完結型」から「地域完結型」へ転換するために、地域在宅生活を支える診療所・病院の整備、訪問診療・訪問看護・訪問介護・訪

問リハビリテーションの整備と連携、これらを担う人材養成と確保、データの整備とその的確な活用、医療機関・介護事業者を誘導する仕組みなどの基盤整備を求め、その推進に当たっては地方自治体・事業者・市民が透明性を重視した協議により合意形成を図ることを重視してきた。

また、このために医療・介護・リハビリの人材を育成・確保・適正配置すること、その裏打ちとして処遇を改善することが不可欠だとしてその財政基盤確立を含めて取り組んできた。しかし、質・量ともに不十分な現状にあり関係団体と協力して取り組むことが求められている。

② 低位平準化、効率化の側面

地域包括ケアシステムは、上記の患者・利用者本位のサービス提供システムづくりという市民サービスの観点のほか、限りのある財源と社会的資源の制約のもとで高齢化により急増する需要に対応する施策の効率化というもう一つの側面を持っている。この間、医療・介護両制度の低位平準化、負担増、給付抑制など利用者の権利と対立するものが包括ケアシステムの名目で押し付けられ、地域実践の妨げになってきた。これらの誤った施策を排除しながら本来のネットワークづくりを推進する必要がある。

③ 健康増進

私たちは、高齢者の健康寿命がのび、快適に働き生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、嗜好品依存防止を含めて医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実することを求めている。

この健康増進とは別に、「少子対策」失敗の尻ぬぐいとして高齢者を労働力として駆り立て、医療・介護負担を回避する方策として健康増進を位置づける政権の思惑もある。この文脈で骨太方針に取り上げられる「健康増進」は、患者・病弱者を自己管理に失敗した社会的失格者扱いする健康ファシズム・優生思想とも言うべき生活干渉につながる。

健康増進施策は個人の自律的選択を基本とする目安・情報の提供とし、受動喫煙防止等の例外を除き基準・要件による賞罰、強制・統制を持ち込ませてはならない。民主的・自律的な健康増進運動が求められている。

(5) 医療制度

① 後期高齢者医療制度

2008年4月に発足した後期高齢者医療制度は、私たちの廃止要求にもかかわらず、自民党政権下の「社会保障制度改革国民会議」では、「制度発足後時間が経過し制度は安定的に受け入れられている」として存続方向とされた。自治退は退職者連合の「高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度に代わる新たな制度を作るため引き続き粘り強く要求を続ける」方針を共有してきた。骨太方針・財政審が制度発足時の根本原則であった1割自己負担を崩し2割負担を主張している今、今後の改悪阻止、具体的改善運動の進め方について討議を深める必要がある。

② 公的皆保険制度

小泉政権以来公的医療制度を縮小し、空白を市場に委ねて「支払い能力のあるものだけが医療を受ければよい」とする主張が影響力を持続している。この一環として規制改革会議をはじめ

様々な場で年中行事のように混合診療の拡大が主張されている。

医療をアメリカ型の保険資本支配に委ねて市場化すれば、国民皆保険制度は破壊される。また、格差拡大による貧困は、保険料が支払えず事実上の無保険になる者を生み出している。「必要あるものが医療を受ける」公的皆保険制度を堅持するために引き続き運動を強化する必要がある。

③ 医療提供体制

17年に策定された「地域医療構想（2025年の提供体制）」を基礎に、18年に「第7次医療計画（従来5年周期、次回から6年・在宅医療等は3年周期、2018～24年度）」が改定された。

地域医療構想では偏っていた機能別病床を合理的に再編成するとともに、切れ目のない地域医療を整備するため、2015年度現状（集計対象施設の病床合計126万床）と2025年における必要病床数（全国の必要病床数119万床）を比較して、余剰とされる高度急性期・急性期・慢性期を適正化し、不足する回復期病床への転換を誘導するとした。また、慢性期入院患者は円滑に在宅ケアへの移行をめざすとした。

これを今後10年間の入院病床数削減計画とみる報道もなされたが、各地域の人口減少や高齢化の状況にあわせて病床機能をどう転換していくかが問題で、病床数削減が目標であってはならない。また、病床機能別に見ると、高度急性期、急性期、慢性期が余剰、回復期が不足するという結果となった。この結果は実態に即して検証を継続する必要があるが、今後全国的に、急性期から回復期への機能転換が進むこと、慢性期の入院患者については、極力在宅ケアに転換していくことが予測される。

不足する回復期病床を増やしていき、全体としての病床数の調整については、時間をかけて切れ目のない提供体制へ軟着陸させることが求められており、病床削減・医療費抑制に走るあまり、医療ケアを必要とする人たちがケアを受けられずに放置されたり、地域の貴重な医療資源を失うようなことがあってはならない。

これらを市民本位で速やかに実現するためには、計画策定に必要な人材とデータ整備、医師・看護師等の確保とともに、在宅生活を支える介護・福祉との連携が必須の課題である。

他方、社会保障を敵視し、医療費削減を自己目的化して提供体制の合理化をはかる動きに対しては警戒と反撃が必要である。

この二つの流れに留意して医療構想・医療計画、「第3次医療費適正化計画（1～2期は5年周期、第3期から6年周期 2018～24年度）：国・都道府県策定」の進捗を点検する必要がある。

④ 医療制度の17年見直しと18年に向けた挑戦状

2017年度予算では、社会保障の自然増6,400億円見積もりに対して骨太方針2015工程表により1,400億円がカットされた。このうち、医療制度では「高額療養費の改悪▲220億円：17年8月施行」「後期高齢者の保険料軽減特例の廃止▲190億円：2017年4月から段階実施」「入院時の光熱水費負担▲20億円：17年10月から段階実施」「協会けんぽへの国庫補助特例減額▲320億円」などが強行された。

一連の「見直し」は強行されたが、若い時に比べて医療費が急増して負担が困難になる高齢者の実態を無視した「見直し」、医療と介護の違いを無視して負担と給付を悪いほうの水準にあわ

せる「見直し」に対しては、今後も批判し続ける。また、これらの多くは法案ではなく予算案の一部として処理され事後政省令で確定する手法が取られ、一旦政令に委任された事項は行政のさじ加減で容易に変更できることを示した。

18年度以降の制度検討に向けては、社会保障審議会医療保険部会が18年4月再開されたが、またしても審議冒頭に骨太方針工程表が宿題として示されている。

また、財政審は社会保障抑制に向けて具体的提案をしているが、医療関係では自治退が受け入れられることのできない次の項目が含まれている。

「薬剤自己負担引き上げ」「受診時定額負担の導入」「医療費圧縮のため地域別診療報酬の設定」「後期高齢者医療の自己負担を2割に引き上げ」「後期高齢者医療の3割負担をする現役並み所得判定方法をいまより厳しく」「入院時生活療養費の負担能力判定を介護補足給付と同様に→医療・介護全般の負担能力判定を金融資産勘案で」「現役世代人口減少に合わせて医療保険給付率を自動的に引き下げ（自己負担率の自動的引き上げ）」

これらの挑戦に対し、退職者連合、関係団体とともに取り組む必要がある。

⑤ 18年診療報酬改定

18年は2年に一度の診療報酬改定が行われた。診療報酬は、改定率を閣議で、改定の基本方針を社会保障審議会の医療部会と医療保険部会で、具体的な点数（価格）の配分を支払い側・診療側・公益の三者構成の中央社会保険医療協議会（中医協）が決める。

18年改定は骨太方針2015（とそのローリング版）、財政審建議による統制で強く抑制が求められ、小泉政権時代に起きた「立ち去り型サボタージュ（勤務医が労働条件の低さに抗議して黙って退職）」の再現が危惧される中での改定であった。結果としては、いわゆる診療報酬本体は+0.55%（医科+0.63、歯科+0.69、調剤+0.19）、薬価等は▲1.74%（薬価▲1.65、材料価格▲0.09）となった。

内容は①地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進（病床機能別の評価、かかりつけ医機能評価、在宅医療訪問看護の確保など）②新しいニーズに対応でき、安心・安全で納得できる医療の実現（小児・周産期・救急、緩和ケアを含むがん医療、認知症医療評価、などへの重点対応）③医療従事者の働き方改革（チーム医療推進、業務の効率化など）④効率化を通じた制度持続性の強化（薬価引き下げ、門前薬局評価引き下げ、後発医薬品使用促進など）と説明されている。制度改定とは別に報酬で誘導できる範囲の政策意思を表している。薬価は過去の2回に続き3回目の大幅引き下げとなり、社会保障費抑制額の多くの部分を占めた。

（6）介護保険制度

① 介護保険制度の原点

介護保険制度は、介護の社会化・住み慣れた地域での生活維持を目標に、自らの介護が必要となり始める世代を第一号被保険者、親の世代が介護を必要とし始める（まれに本人も介護を必要とする）世代を第二号被保険者として、介護者・被介護者の双方を支援する制度として2000年に発足した。サービスの需要と供給の計画、公定価格としての介護報酬、それを賄う保険料は住民参加のもと3ヶ年単位で決めてきた。

数次にわたる制度改定で、認知症の位置づけや地域生活重視、医療との連携など充実が図られた一方、高齢化の費用に耐えかねて、原点からそれた制度変更も行われてきた。苦し紛れの「改革」は、3ヶ年の契約期間中に一方的に負担や給付を変更して保険契約を履行しない、集まった保険料を保険給付ではない市町村事業に支出する、ことにまで至っている。

私たちは意味のある制度を持続させるために制度の効率化と、市民が可能な範囲で負担を引き受ける必要性は理解している。しかし、介護保険が被介護者・介護者の権利を守るための制度であるという原点と、市民との保険契約の制度であることを裏切ることは許せない。

また、人的サービスによって成立する介護は従事する介護労働者の職の確立とそれにふさわしい処遇が絶対条件である。公定価格の介護報酬で賄う賃金が高齢者に比して大幅に劣る現状は政策の失敗であり、速やかに財源を用意して人材を養成・確保すべきである。

② 介護保険制度の17年見直しと18年に向けた挑戦状

2017年度予算で、骨太方針2015工程表によりカットされた社会保障費のうち、介護保険制度では「所得の高い層は3割負担を新設（医療横引き・18年8月施行）」「高額介護サービス費の負担上限引き上げ：（医療横引き・17年8月実施）」「高額介護合算療養費制度の負担上限引き上げ：（医療横引き・18年8月実施）」「国交付金による保険者へのインセンティブ（18年度実施）」などが強行された。負担増により高齢者をサービス利用断念に追い込む「見直し」、医療と介護の違いを無視して負担と給付を悪いほうの水準にあわせる「見直し」に対しては、今後も反対する。

18年度以降の制度検討に向けて財政審は具体的提案をしているが、介護関係では自治退が受け入れることのできない次の項目が含まれている。

「要介護1・2の者の生活援助サービスを地域支援事業に移行」「施設サービスにおける多床室の室料相当額を自己負担」「訪問介護・生活援助の利用回数・内容の上限規制」「利用者負担の原則2割化」「医療・介護全般の負担能力判定を金融資産勘案で」

これらの挑戦に対し、退職者連合、関係団体とともに自治退の主張を明らかにして取り組む必要がある。

また、骨太議論では問題意識として医療介護を通じた給付・保険料の地域別平準化と、介護と後期高齢者医療との制度連携を強調しており、保険者の広域連合化の模索を疑わせる。今後の議論に注目する。

③ 18年介護報酬改定

介護報酬は通常3年に一度改定されるが、2017年に介護職員処遇改善のために+1.14%臨時改定をしたため、18年の通常改定は連年改定となった。診療報酬と同様に骨太方針2015（とそのローリング版）、財政審建議による統制で強く抑制が求められていたが結果としては、危惧されたマイナス改定は回避され、+0.54%となった。

内容は①地域包括ケアシステムの推進（医療介護の役割分担と連携推進、ケアマネの質の向上と公正中立、認知症対応強化など） ②自立支援・重度化防止（リハへの医師関与強化とアウトカム評価拡充、訪問介護の自立支援・重度化防止、身体拘束の適正化など） ③人材確保と生産

性向上（訪問生活援助担い手の拡大＝研修時間の少ない従事者、介護ロボット活用など） ④制度の持続可能性確保（福祉用具貸与価格の上限設定、訪問看護と介護予防訪問看護をわけ、後者を切り下げ、通所介護基本報酬のサービス提供時間区分細分化など）と説明されている。改定が現場にどのような影響をもたらすか検証を続ける必要がある。

また、今後の制度充実に不可欠な介護職員処遇改善に向けて、「新しい経済政策パッケージ」などを足がかりにして引き続き現役労組と連携して取り組む必要がある。

（7）生活保護

政府は生活保護基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るとして、18年～20年の10月3段階で、現行基準の5%以内で減額する方針を決め、告示した。5年に一度行っている見直しで、受給者が大きな打撃を受けた前回に続く減額である。政府が減額の根拠とした生活保護基準部会でさえ、前回削減時報告と同様に「算出した指数が必要な消費水準を十分に反映していない可能性」「検証結果を機械的にあてはめないように」「（格差の拡大で低所得世帯の消費が低下して）比較する水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念」などの委員発言があった。健康で文化的な生活を守るための絶対的な水準の考え方、基準を決める方式、について根本に立ち返って再吟味すべきであり、今次減額は撤回すべきである。また、今次減額による国庫負担減は18年度15億、19年度49億、20年度67億と説明されている。地对空迎撃ミサイル「イージス・アショア」購入経費1,000億円と比較するとあまりにも小さな金額を捻出するために、受給世帯にとっては不可欠なぎりぎりの支出を削らせることは誤っている。

（8）社会保障教育

多くの「学者」や評論家が、自己の売名や社会保険料負担を嫌う企業経営者の意を代弁するために社会保障をめぐる謬説（オルタナティブ・ファクト）を振りまき、市民の正しい認識を阻害し、社会保障の健全な持続性を阻害している。自治退は、市民が社会保障の本質と、制度の意義・問題点を正確に把握するための方策の一つとして、学校教育における社会保障教育の充実整備を求めてきた。関係者の努力で、厚労省・文科省連携による教材づくり、学習指導要領への組み込みなどが着手されており、さらなる実質的進展が求められている。

（9）税制

政権は「平成30年度税制改正大綱」にもとづき、関係法改定を成立させた。19年参院選まで選挙がないため、数年来の検討課題とされてきた課題のいくつかを実施に移している。個人所得課税では①給与所得と公的年金について控除額の一律10万円引き下げ・年収の多い者の増税、②森林環境税の新設を実施した。

また、消費課税では①国際観光旅客税（出国税）の新設、②たばこ税の引き上げ、③酒税のうちビール税増税、法人課税では①賃上げ・設備投資実施企業への減税、②中小企業事業承継の減税などで、全体として個人で2,800億円増税、法人は減税となった。

消費税率改定と軽減税率導入、高年金者の税による年金額調整は今次改定には含まれず、今後の宿題とされている。

今次改定に対し、退連は協力政党を通じて *年金課税について、年金生活者の生活保障を大前

提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえ一貫性ある税制とすること * 「森林環境税」は環境保全、災害防止等のため必要な事業の財源として期待されるが、既存の同趣旨の自治体税との関係調整が十分ではない。「国際観光旅客税」とともに課税目的、使途、受益と負担の関係などについて説明責任を果たすこと * 国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること などの主張を実現すべく取り組んだが、政府案を変えるには至らなかった。

今後、退連とともに * 所得税の累進性を強化して所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を分離せず総合課税にすること、金融所得が分離課税である間は税率を現在より大幅に引き上げること（2017年度所得税中株式譲渡益課税は一律20%、3兆5,722億円で前年比36.7%増） * 人的控除は所得控除から税額控除に転換すること * 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、所得税・法人税との適切な負担のもと消費税率を改定すること * 国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること * 消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率導入案を撤回し「給付付き税額控除」を導入すること などの実現のために取り組みを進める必要がある。

(10) 「マイナンバー」

2013年に法制化された「マイナンバー」は15年から実施に入り「個人番号カード」は実務上の混乱もあったが徐々に普及している。番号は使う目的が適切（例えば低所得者を捕捉して必要な給付をもらえなく実施するために使用）で、取り扱いが厳格であれば有用な道具になりうるが、安倍政権のもとではきわめて危険な道具になる。

経済財政諮問会議は社会保障の個人会計を提言してきたし、直近では医療・介護保険の自己負担の基礎に所得のみではなく「マイナンバー」を利用して捕捉した金融資産を加えようとしている。負担の基礎は基本的に所得であるべきで、預貯金口座を覗きこみ負担を求める道具にするべきではない。仮に資産勘案を検討する場合でも、ナンバーで覗ける預貯金のみを捕捉し、不動産、美術品、宝飾品、現金など多様な形態の資産は無視するのであれば著しく公平性を欠く。

また、自民党改憲案では「国民は公の秩序に従う義務」を強要するとしており、このためには治安維持法の再現である共謀罪法などにより戦前の政治警察（特高・憲兵隊）を桁違いに成長させて復活させることでしか裏打ちできない。番号は個人やNPOなどの団体を国家管理する道具として用いられる。番号を通じて得た情報は本人に知られることなく警察や関係行政機関に提供される。

安倍政権は国家の都合で利用を拡大することには熱意を持つが、個人情報尊重すること、番号を使っている国で起きている成りすましや侵入・改竄・特殊詐欺などの犯罪に対して防御する仕組みや姿勢は欠けている。市民による今後の監視が不可欠である。

2. 憲法改悪反対、戦争法の廃止をめざし、 平和と人権・環境を守ります

(1) 平和・主権在民・基本的人権を定めた憲法理念を守り、憲法第9条、第25条の遵守を求めるとともに、憲法改悪に反対します。戦争法・共謀罪法・特定秘密保護法・司法取引廃止を求めます。

(2) 沖縄をはじめ全国の米軍基地・自衛隊基地による市民生活・環境の破壊を許さず、軍事基地の撤去・縮小を求めます。なかんずく普天間基地の速やかな撤去を求めると共に、辺野古基地新設・高江オスプレイパッド建設及び先島における自衛隊の配備・新基地建設計画の中止・撤去を求めます。

また、米軍オスプレイの日本国内への配備と離着陸、自衛隊のミサイル・オスプレイ購入・配備に反対します。

日本国民の権利を無視した「日米地位協定」の抜本改定を求めます。

(3) イージス・アショアの配置計画の速やかな撤回を求め、必要な対策を現職及び退職者連合等と連携して取り組みます。

(4) 平和・核兵器廃絶を求める行動に積極的に参加します。17年7月国連で可決された核兵器禁止条約を日本政府が速やかに批准することを求めます。

(5) 人種・民族・性などの少数者を対象に、差別宣伝や攻撃が蔓延しつつあります。ヘイトスピーチといわれるこうした攻撃の対象は、在日韓国人・朝鮮人をはじめ、中国人、ブラジル人、被差別部落の人々、障害者、生活保護受給者などに広がっています。さらに、従軍慰安婦問題や南京虐殺を否定し、靖国参拝や改憲要求、原発推進などにも言及しながら、差別拡大と侵略正当化を図りつつあります。

こうした差別煽動の実態を明らかにし、新たな被害者を出さないために、制定された防止法も活用しながら法的・制度的・社会的な対策に取り組むとともに、差別煽動の現場での取り組みに連携して取り組みます。

また、顕在化した「政治家」や「官僚」によるセクハラ言動は、氷山の一角とみるべきで、差別と人権侵害であるセクハラやLGBTに対する発言は、社会・家庭・職場・学校等あらゆる場所でなくしていかなければなりません。

(6) エネルギー政策の地方分権を進め、エネルギー多消費型社会構造・生活構造を変革し、需要に合わせる供給から供給に合わせる需要に転換するよう取り組みます。また、自治・地域分散型のエネルギー供給、再生可能な自然エネルギーの開発・普及をすすめ、温室効果ガス削減を図ります。この立場が

ら、電力自由化を活用し再生可能エネルギー購入への転換を進めるよう会員に呼びかけます。

- (7) 原子力発電に依存しない社会をめざし、新たな原子力発電所は建設しないこと、既存の炉は再稼働せず計画的に廃炉とすることを求めて取り組みます。

また、原子力発電事業の海外輸出に反対します。原発メーカー・電力会社では原発事業が企業経営の根幹を揺るがし労働者の雇用を危うくしています。そこで働く仲間に対して、現実を直視して原発に依存しない企業戦略への転換要求を掲げて闘うよう呼び掛けます。

- (8) 国内ルール・社会的規制より外国の投資家の利益を優先し、社会保障・農林水産業・自主的共済事業を危機にさらすTPPは、米国の離脱により、日本にとって被害性より加害性が強まるものの本質的問題は何ら変わりません。引き続き反対します。

- (9) 政権によるメディアへの干渉・圧力を、当該労働者と連携しながら跳ね返します。

- (10) これらの課題には、現職労働組合・市民運動組織と連携して取り組みます。この一環として、中央では「フォーラム平和・人権・環境」、地域では平和運動団体との間で加入・連携を進めます。また、これまで運動を共有してきた「戦争をさせない1000人委員会」、「さようなら原発1000万人市民アクション」などとの連携を強めます。「安倍9条改憲NO！ 全国市民アクション」が呼び掛けている「安倍9条改憲NO！ 憲法を生かす全国統一署名」を重視して取り組みます。

<平和と人権・環境の経過と情勢>

(1) 改憲

安倍政権は、解釈改憲という立憲主義を否定する手法で一連の戦争法を強行可決した。ここでは、日本国憲法を無視し、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）と日米地位協定で全てを律する手法がとられた。加えて「自民党安倍総裁」は傲慢にも2020年までに第9条に自衛隊を位置づける第3項を付加する改憲を行うと表明した。

自治退は立憲主義否定、国民統制の改憲に反対し、日本を戦争に導く戦争法廃止に向けて「安倍9条改憲NO！ 全国市民アクション」と連携して「安倍9条改憲NO！ 憲法を生かす全国統一署名」に取り組んできた。5月段階で総数1,350万筆が集約されているが、17年10月総選挙の改憲勢力自公維の得票2,890万に遠く及ばない。改憲国民投票には最低投票率の定めがなく投票者の過半数で批准されるため、少なくとも自公維の得票数を超える署名を獲得することが切実に求められている。

(2) 反動諸立法

憲法に定める表現・思想信条の自由を否定する特定秘密保護法を許すことはできない。また、これと同根の教育の統制・反動的教科書選定、「日の丸」「君が代」強制的な条例化等は次世代教育をゆがめ、演劇・文学を含む表現の自由をも犯す。特高警察の再来・戦前回帰を許すことはできない。加えて治安維持法の再来である「共謀罪」は、司法取引と相まって国連人権理事会特別報告が表現の自由を不当に制約する恐れがあると危惧を表明しているように、日本を監視と密告、恣意的な警察の捜査と刑罰の社会へ極めて短時間で移行させる可能性を持っている。

(3) 国家主義と米買弁・日米地位協定

安倍政権は、先の大戦を“自存自衛の戦争”と正当化する靖国神社に参拝するなど戦前型の偏狭な国家主義を振りかざしながら、他方ではアメリカ政府に迎合して買弁的政策をとるという背反した行動をとっている。しかも、アメリカ兵器を高額で大量に購入し、防衛予算を肥大させている。

また、オスプレイは試作段階から事故が多発し、これまでに小規模事故も含めると60件以上の事故により、乗組員40人以上が死亡しているといわれており、極めて危険なものと言わざるを得ない。このように続発して市民に危険を及ぼしている米軍機事故の原因解明・再発防止策もとらないまま、日米一体でオスプレイ配備を拡大している。

在日米軍、その下働きに徹した自衛隊にこれ以上市民生活を侵害させないため、日米地位協定改定を要求し続ける必要がある。

(4) 辺野古新基地建設反対

辺野古新基地建設は、1966年の米軍のマスタープランで計画されていたが、施政権が返還されていない当時、建設費負担を嫌う国内財政事情等で見送ったといわれる。施政権返還後は基地の建設・維持経費が日本政府負担となったため、米軍は老朽化した普天間に代えて辺野古に新基地を建設することを求めている。

少女暴行事件で沸き起こった県民の怒りを逆利用してこの計画を復活・推進しようとしているのが現計画の本質である。悲劇や県民の怒りを逆手に取って利用する日米政府の卑劣さを表している。許しがたいことに、安倍政権は埋め立て工事着工を強行したが、私たちは決してあきらめることなく沖縄県民と連帯して運動を続ける。

(5) ヘイト・組織化された反動

既成政党への失望から、「単純で力強い」言説に魅かれる市民が増え、夜郎自大な国家主義・戦前回帰の政治潮流との連動が危惧される。また、国会・自治体議会で、保守系議員を中心に人権を傷つける暴言・野次が相次いでおり、これらの言動がヘイトスピーチを煽っている。

本人の資質がいかに貧しくとも、公人の発言は関係者を深く傷つけ、国内外を汚染することを軽視してはならない。また、一連の反動化は散発的に自然発生しているのではなく宗教団体・「ジャーナリスト」・保守政治家らで作る「日本会議」を軸に、反動的教科書採択運動とあいまって組織化されつつあることに留意し、反撃する必要がある。

(6) メディア・新聞倫理綱領

この間政権・与党は放送法による電波停止命令を振りかざして体系的なメディア統制を展開して

おり、政権の意向を忖度したメディアの萎縮が顕著になっている。また、主要なメディアの一部は読売・産経新聞のように社是として露骨に自民党政権擁護をしている。一見政権批判をしているようでも根本では政権に取り込まれているものもあり、大手メディアに平和と民主主義の危機を回避する役割を期待することはできにくい現状になっている。新聞倫理綱領に署名した新聞社には綱領を制定したときの志と矜持を再度思い起こすことを期待する。

市民は、政権とその意を受けたメディアの誘導・支配に屈せず、事実を知り、それを自ら判断して行動・発信する必要がある。

(7) エネルギー政策・再生可能エネルギー

国のエネルギー政策は、無制限な需要に応える集権的な供給構造を前提としている。これを転換し、地域自治でエネルギー政策決定、適正な供給量に対応する需要コントロール、多様で分散型の供給システムとすべきである。あわせて再生可能な自然エネルギーの開発普及により、温室効果ガスの削減を図るべきである。このために、国・企業・個人がそれぞれの持ち場で取り組む必要がある。2016年4月から小口契約者も自由に購入電力を選択することが可能になり、それまで地域独占大手電力会社によって強制的に購入させられてきた電力を、市民が市場経済を通じて拒否できる力を持った。発電と送配電の完全分離による再生可能エネルギーへの妨害排除、電源構成の公表義務化、再生可能エネルギー発電事業者の育成など課題は山積しているが、運動を進める絶好の機会といえる。

また、「責任投資原則（PRI）」（投資の際に、環境保護や社会的責任を果たす企業行動に着目して投資先決定の優先条件にする）は再生エネルギー重視の有効な手立ての一つとなる。GPIFの責任投資原則への署名を活用して各領域で推進が期待される。

(8) 原発

原子力発電所について、「安全性」宣伝の嘘が東日本大震災に伴う福島原発苛酷事故で顕在化した。熊本地震は川内、玄海、伊方のほか全ての原発にも重大な危険性があること、そこで事故が起きれば偏西風という日本の気象条件下では福島原発以上に広範な国土が放射性物質に汚染されることを改めて示した。原発事故の原因は、あたかも地震や津波によるものが強調されているが、施設の老朽化や整備不良等による小規模事故は多発しており、いつ大きな事故が発生してもおかしくない状況である。それでも政府は、原発依存政策を変えようとしていない。

原発は資本主義原理に照らして割に合わない、廃棄物の処理は技術的にもコストからも極めて困難ということが世界の常識になりつつある中で、18年改定の新エネルギー基本政策でも原発にしがみついているのは、核兵器を持つための基盤技術として位置付けているとしか思えない。

連合は原発事故後、慎重な検討のうえ原子力エネルギーに依存しない社会をめざす方針を決定した。自治退はこれを共有したうえで一步を進め、立憲民主党・社民党などが市民との対話から作り出して提出した①実用原子炉の計画的廃炉、②電気需要量の削減、③再生可能エネルギー電気供給増加をめざす「原発ゼロ基本法案」の成立と、その実施法の実現を求める。

(9) TPP

政府はTPP参加について6年半の交渉を終え、多くの国民、関連団体の反対を押し切って16年

2月4日TPP参加に署名し、第190国会に批准と関係法案を提案し、16年12月10日に成立させた。

政府は交渉中はもとより調印批准の国会審議に対してさえ一切の協議過程を明らかにせず、経済産業・社会ルールを破壊する条項に関する屈服と密約を隠したまま批准した。

その後当選したトランプ大統領が離脱を決定したため、アメリカを除く11か国で一部変更のうえ合意した。政権はTPP11の協定を批准したうえで、関連10法についても短時間の審議で18年6月29日参議院で強行可決した。このまま進行すれば、公的国民皆保険・自主共済・郵貯簡保等を危機にさらすとともに農林水産業に打撃を与え、ISDS条項により国内の社会・経済的ルールより外国の投資家の利益を優先することになる。不公平著作権も固定化される。

また、これから想定される日米二国間FTA協議はTPP交渉を大きく増幅したトランプ政権の過酷な要求が押し付けられるものになりかねない。

自治退は改めてTPP・日米FTAに反対する。

3. 民主的政府・市民が主人公の社会づくりをめざします

(1) 2017年の第48回総選挙以来、自公維が改憲発議可能な3分の2議席を超え
るといって極めて厳しい国会情勢が続いています。

19年の自治体選挙・参議院選挙にむけて急ぎ反撃の態勢を整えて、安倍政権の暴走、ファシズムへの傾斜を阻む立場で諸選挙に取り組みます。選挙活動にあたっては、現退一致の原則の下にそれぞれのレベルでそれぞれの現職組織とともに運動を進めます。

(2) 社会を覆う閉塞感は、ネット社会化とあいまってファシズムを呼び込む社会心理を産み出す危険性を持っています。単純化できない社会の仕組みを全体として理解する努力を払い、論議による合意形成を図ることでしか民主主義は成就しません。市民が主人公として国会・政府任せにしない行動をとることによってのみ、健全な社会づくりが可能になります。自治退はあきらめることなく地域から粘り強く取り組みます。

(3) 自治退として、自治労協力国会議員団との連携を軸に、立憲民主党・国民民主党・社民党・自治労の政策を理解する無所属議員などとの協力を強めます。2019年の第25回参議院選挙では、自治労とともに比例代表候補予定者岸まきこさんの必勝のために取り組みます。

4. 住み続けられるまちづくりのため、交通政策を推進します

- (1) 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者など交通弱者の生活に必要な移動手段確保のため、地域公共交通の充実を求めます。
- (2) 地域の活性化や住み続けられるまちづくりのため、自治体の総合計画や都市計画に、住民ニーズを反映した交通政策との連携を求めます。私たちの提起を受け止めて退職者連合が展開する政府・自治体に対する要求運動について、自治退として積極的役割を果たします。
- (3) 交通政策基本計画の実効性確保のための取り組みを進めます。とくに交通専任者の基礎自治体への配置や育成、地域公共交通会議（法定協議会）などの設置を求めます。

<地域公共交通の現状と役割>

- ① 人口減少や職の多様化、自家用車の普及に伴い、地域公共交通の利用者は減少傾向にあります。この20年間で乗り合いバスにおいては21%減の42.9億人に、地域鉄道においては25%減の3.8億人にまで輸送人員は落ち込んでいます。このため民間・公営ともに交通事業者は厳しい経営を余儀なくされており2016年度時点で民間バスの約6割、地域鉄道事業者の約7割が赤字経営という現状です。その結果不採算路線からの撤退や運行回数の減などにより地域住民の移動が制約される事態が進行しています。乗り合いバスにおいては、過去5年間（2012年～2016年）で全国のバス路線、約8,025キロが完全に廃止されました。このように交通空白地域が広がる一方で、暮らしにまつわる移動を公共交通によらざるを得ない高齢者は、著しい増加傾向にあります。
- ② 地域公共交通は、住民の通勤・通学・買い物・通院などの必要不可欠な移動を提供するもので、まさに地域の暮らしを支える公共サービスです。また、人が移動することにより、まちはにぎわいを取り戻します。他方、環境保護の観点からもその役割が見直されています。交通部門からのCO₂排出量は全体の2割で、自家用車がその9割を占めていることから、環境にやさしい公共交通優先の社会にシフトする政策が求められています。
- ③ 交通政策基本計画（2015年2月13日閣議決定）では国、自治体、利用者、地域住民などの関係者の責務や役割を明確にし、施策を推進するとしています。しかし、交通専任担当者が不在の自治体は8割に上っています。施策の推進に当たっては、公共交通を地域の活性化や住民の生活に欠かせない公共サービスとして位置づけ、住民ニーズを反映した施策が求められます。
- ④ 少子・高齢化の進展により、高齢者の自立、社会参加が重要な課題となっています。地域公共交通の衰退は、身体機能が低下した高齢者の移動を制約し、外出機会の喪失に帰結します。高齢者の自立を支援し、社会参加を促進するためには、地域公共交通の再生が必要です。また、外出機会の増加は、

高齢者の健康増進につながるなど多様な観点からの取り組みが必要です。

5. 組織の拡充を図り、関係組織との連携を強めます

- (1) 自治退は連合の「1千万連合構想」、退職者連合の「300万アクションプラン」を念頭に、現職労働組合との協力のもと「30万人自治退建設」を努力目標に設定し、組織拡大・強化に努めます。このため自治労との協力の下、新会員獲得・新退職者会結成と自治退加盟により各級組織で組織の強化・拡大を図ります。
- (2) 自治退の組織と活動における男女共同参画を進めます。
- (3) 構成組織・会員の理解を得ながら、第45回定期総会で決定された「自治退財政赤字の改善策」を確実に実施し、中長期的な自治退の自主的財政基盤の確立に努力します。
- (4) 自治退の組織特性を前提にしつつ、会員の利益を守ることと、社会的役割を果たす二つの運動目的を達成するため運動を進めます。この立場から、退職者連合とともに「カジノ賭博合法化反対」「不招請勧誘・販売規制」に取り組めます。
- (5) 自治労・自治労共済との連携関係を強め、現退一致の運動を進めます。
- (6) 都市交退協と自治退の組織統合の意義を大切にして、各級組織での円滑な連携を強化し、総合力が高まるよう取り組めます。
- (7) 地域・全国それぞれに地公退・退職者連合と連携し、共闘の力が発揮できるよう取り組めます。この一環として可能な地域から自治退の地域協議会作りを進め、これを基盤に退職者連合の地域協議会運動に参画します。また、単会・会員が市民自治活動・街づくり・街おこし・地域福祉に積極的役割を果たすよう取り組めます。

6. 福利厚生活動を強めます

- (1) 会員の福利厚生とともに組織の財政基盤確立にも寄与する「安心総合共済」をはじめとする自治退の共済事業を推進します。また、もう一つの柱である全労済自治労共済との連携・利用拡大を図ります。

- (2) これを実現するため「<別記1>自治退共済事業の推進」に基づき運動を進めます。
- (3) 年金受取口座の設定など、会員による労金の活用をすすめます。
- (4) 可能なところから労働者福祉協議会（労福協）の地域・地区組織と連携して、職域を超えた地域連携活動により会員の居場所づくり、交流を深めることに取り組みます。

7. 具体的な運動の展開

- (1) 社会保障・税制などの課題について、自治労・連合・地公退・退職者連合が実施する署名・ハガキ運動、対政府行動・国会要請行動などに積極的に参加します。また、必要に応じて県本部・単会による自治体申し入れ行動を実施します。
- (2) 自治退は社会保障制度・税制・平和問題などの運動推進に当たって、自治労との連携を密にします。現職労働組合から参加の呼びかけがある運動には、積極的に協力します。
- (3) 地公退を通じて参画している「フォーラム平和・人権・環境」をはじめ、目的を共にする団体と連携して自治退として可能な範囲で取り組みます。
- (4) 9月の地公退高齢者集会、全国高齢者集会に積極的に参加します。
- (5) 会員が培ってきた経験を生かして地域社会のまちづくりに参加し、自治労のコミュニティづくり運動・自治研活動と連携することをめざします。
- (6) 市民と行政の協働の場となる地域の市民自治組織づくりに、行政経験を持つ会員が役割を果たすことをめざします。当面可能な地域で自治会・町内会等で活動する会員の経験交流などに取り組みます。
- (7) 地域学習会は2019年が開催年に当たるので、適切な課題を設定して実施します。

以 上

2018年度政策・制度要求

日本退職者連合

1. 持続可能な社会保障制度について

(1) 「人間の安全保障」が完備された社会の実現

社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる社会、「人間の安全保障」が完備した社会を作ること。

(2) 関係者の合意を重視した機能強化のための改革

社会保障の機能強化のために、関係者とりわけ被保険者・受益者の意見反映と合意を重視して改革を進めること。

(3) 社会保障関係費抑制の数値目標の撤廃

骨太方針2018で、社会保障関係費を抑制することをやめ、社会保障の機能強化、施策・制度の在り方に基づく体系的積み上げにより方針を策定すること。

2. 正しい理解を深める社会保障教育の推進

「社会保障教育推進に関する検討会」報告をもとに、厚生労働省と文部科学省が連携して正しい社会保障理解を進める教育を体系的に推進すること。

3. 働く者のための働き方改革・子ども子育て支援

(1) 社会保障の基盤である良質な雇用の安定・拡大のため、働く者のための働き方改革を実現し公正労働条件を確保。

① 多様な雇用・就業形態を貫く均等待遇原則、長時間労働是正を実現するため、法令を整備し効果的に執行すること。

② 安心して働き続けられる労働者保護ルールを堅持・強化するため、過労死ゼロ、ブラック企業根絶のため、法令を整備し効果的に執行すること。

③ 低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、体系的・計画的施策を進めること。

④ 「働き方改革」に名をかりた雇用・労働法制の改悪「高度プロフェッショナル制度創設」「企画業務型裁量労働制の対象拡大」をやめること。金銭解雇を可能にする法案の検討をやめること。

(2) 子育ての社会化・次世代育成支援策の充実

社会保障の基盤である次世代育成のため、必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実すること。保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処

遇を改善すること。

4. 被用者保険の確実な適用と対象拡大

国として、適用基準を満たす労働者に洩れなく被用者保険を適用させるとともに、短時間労働者への被用者保険の適用拡大について2019年を待たず前倒しで見直し、速やかにかつ抜本的に拡大すること。年金については、「僅少労働年金」を参考にした制度を導入すること。

5. 年金制度の維持・改善

(1) マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できることを重視して、退職者連合と誠実に協議すること。

また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

(2) 年金保険料拠出期間延長・年金受給開始時期選択幅の拡大

- ① 加入者の選択権を前提に、国民年金拠出期間を延長すること。
- ② 基礎年金給付算定時の納付上限（480ヶ月）を延長し、延長した年数に合わせて基礎年金を増額すること。
- ③ 年金受給開始時期の選択肢を70歳以降に拡大すること。
- ④ 在職老齢年金は就労を妨げないようあり方を検討すること。

(3) 公的年金積立金の適正な管理・運用

① 被保険者の利益のための運用

公的年金積立金は、専ら被保険者の利益のために運用すること。GPIF経営委員会の構成割合は労使代表を過半数とすること。

② 公的年金積立金の適正運用

年金積立金を「官製相場」のために用いないこと。運用収益目標（スプレッド）を達成するため経営委員会の機能を高めること。

③ 責任投資の推進

株式運用投資では、「責任投資」の署名団体としてさらにこれを推進すること。

④ 2008年社会保障国民会議で委員から提言された「年金積立金を活用する奨学金」の考え方について検討すること。

(4) 制度改善に資する財政検証

2019年に予定される年金財政検証は、正確な検証により必要な制度改善の選択肢を示すものとする。

6. 地域包括ケアシステムの確立

(1) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を重視した協議により合意形成を図りながら、確実かつ速やかに推進すること。

(2) 健康増進・予防施策の充実

高齢者の健康寿命がのび、快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、嗜好品依存防止を含めて医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

その推進にあたっては、環境整備に心がけ目安・情報の提供による個人の自律的選択を基本とし、受動喫煙防止等の例外を除き基準・要件による賞罰、強制・統制を持ち込まないこと。

(3) サービス提供体制の整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。また、地域包括支援センターの機能強化を図ること。

(4) 人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアシステム確立のために医療・介護・リハビリの人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること、そのための財政基盤を整備すること。

(5) 医療・介護の低位平準化方策の撤回

医療・介護連携の名のもとに強行した介護保険の一部3割負担化、今後の検討課題としている医療保険自己負担への資産勘案など、医療・介護両制度の違いを無視した横並びの負担増・給付抑制をやめること。

7. 医療制度について

(1) 高齢者医療制度改革

高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度に代わる新たな制度を作ること。

(2) 公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。保険収載を前提としない「混合診療」は導入しないこと。

(3) 医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。第7次医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進は、医療費削減を主目的とせず、医療・介護連携をめざすこと。

(4) 生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

クオリティオブライフ、クオリティオブデスを向上させること。とりわけ望まない延命措置回避の仕組み、在宅みとりを支える仕組みの整備を急ぐこと。

(5) 医療費定率負担2割化や資産等を算定基礎とした患者負担の撤回

「制度発足時の根幹を崩す75歳以上の医療費定率負担2割化」「負担能力の判定根拠として不

適切かつ不公平な金融資産を算定基礎とした患者負担」「薬剤自己負担引き上げ」「受診時定額負担」を実施しないこと。

(6) 医療保険給付率の自動的引き下げ制度導入検討の撤回

経済成長・人口動態と連動する医療保険給付率の自動引き下げの検討をやめること。

(7) 全国一律診療報酬の維持

医療費抑制を目的とする地域別診療報酬設定の検討をやめること。

(8) 新しい国民健康保険制度の円滑な施行

財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

8. 介護保険制度について

(1) 介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに家族等の介護者に対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1・2の生活援助業務を介護保険制度から切り離さないこと。

(2) 認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の創設

① 認知症対策基本法を制定するとともに、事業計画を整備し確実に実施すること。

② 認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える制度を創設すること。

(3) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

① 介護保険と相互補完する位置づけで老人福祉法による施策を再整備・充実して生活支援・健康増進を図り、中軽度者の重度化を防止すること。

② 新総合事業に移行した予防訪問介護・予防通所介護について、移行後の調査を継続して、課題があれば速やかに解消すること。

③ 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。予防マネジメントが過重な現在の業務を見直すとともに、医療・介護連携、他機関連携を促進するために、運営費及び職員体制を充実すること。

④ 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の引き下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などサービス切り下げをしないこと。

(4) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

① 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環

境の改善を図ること。多床室の入居者負担を増額しないこと。

- ② 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場を確保するため、養護老人ホームの機能強化と職員配置基準を改善するとともに、量的な整備・拡充を図ること。また市町村の養護老人ホームへの「措置控え」傾向の実態を調査し、解消を図ること。
- ③ 小規模多機能型居宅介護等、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住支援策を拡充すること。
- ④ 貧困ビジネス化が危惧されている不安定で劣悪な居住型施設「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」、「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」「サ高住」等について正確に設置・運営実態を調査し、利用者の権利擁護のための法令整備を行うこと。

(5) 介護事業労働者の処遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる処遇改善を実施すること。全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。

介護事業における人件費比率を指針として示し、必要な行政指導を行うこと。

(6) 国交付金の見直し

- ① 介護保険に関する国負担分の25%は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。
- ② 新たな財政的インセンティブは、要介護認定の歪曲やケアプラン抑制、改善見込みのある利用者の選別受け入れなどを引き起こすことが危惧される。実施に当たっては、これらが生じない総合的指標を整備すること。

(7) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者を医療保険加入者全体に拡大すること。

(8) 利用者負担を拡大しないこと

医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担原則1割を維持すること。また、負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を持ち込まないこと。

(9) 企画・運営への労使代表、高齢者団体の参画推進

介護保険の制度検討やその運営にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使の代表が参画し決定する体制を確立すること。市町村介護事業計画の策定や地域包括支援センターの運営等に関して被保険者・高齢者団体の参画・意見反映を推進すること。

9. 貧困・低所得者対策について

(1) 生活保護基準を切り下げないこと

生活保護基準は憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。

(2) 自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法にもとづき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効あ

る事業を実施すること。

(3) 低所得高齢単身女性要求実現

別途提出する低所得高齢単身女性に関する要求を実現すること。

(4) 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付

積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

10. 地域公共交通の充実について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、地域公共交通を充実・整備すること。

(1) 国・自治体が一体となった取り組みを進めること

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、交通従事者代表（労働組合）の意見を十分聴くなど、現場の実態に即した具体策を策定し、まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

(2) 交通事業者に対する安全対策の徹底

貸切りツアーバス等の重大事故により公共交通の重要な使命である安全・安心が揺らいでいる。交通事業者に対する監査体制や指導の強化など安全対策の徹底をはかるとともに、この間の交通分野の規制緩和が安全に与えた影響について検証すること。また、過労運転防止策の確立、法令違反に対する罰則規定の強化など、事故の根絶と安全輸送体制確立にむけた抜本的な方策を構ずること。

11. 「マイナンバー」と社会保障個人会計について

(1) 個人情報保護の厳格な運用

マイナンバーについては、厳格な個人情報保護の下、市民合意が得られた範囲での利用とすること。ナンバーを悪用した個人情報への侵入・改竄・なりすまし犯罪を防止するために万全を期すること。

(2) 社会保障の個人会計と遮断した運用

マイナンバーは、「社会保障の負担と給付に関する個人会計」とは将来に亘って完全に遮断すること。

12. 審議会等への参画推進

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、退職者連合の推薦する者を社会保障審議会等の委員に選任すること。

13. 税制について

(1) 個人所得税

- ① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。
 - ② 人的控除は所得控除から税額控除に転換すること。
 - ③ 年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。
- (2) 法人税
- ① 国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。
 - ② 東日本大震災復興のため、個人は所得税25年間、住民税10年間の特別税を負担する中で、復興特別法人税は2015年度までの3年間負担の予定を2014年で中断したことは理解できない（しかも、その後、踵を接して2016年・17年に法人税率を引き下げている。）。法人も復興に責任を持つため、復興特別法人税を復元すること。
- (3) 消費税
- ① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。
 - ② 消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率導入案を撤回し「給付付き税額控除」を導入すること。
- (4) 復興特別税
- 復興特別税を財源とする特別会計による事業計画の全貌と執行状況および自治体の事業実績を、分かりやすく広く国民に伝えること。
- (5) 新税
- 「森林環境税」は環境保全、災害防止等のため必要な事業の財源として期待されるが、既存の同趣旨の自治体税との関係調整が十分ではない。「国際観光旅客税」とともに課税目的、使途、受益と負担の関係などについて説明責任を果たすこと。
- (6) タックス・ヘイブン
- パナマ文書及びパラダイス文書で明らかになったタックス・ヘイブンの内実を明らかにするとともに、国際協力のもと課税逃れを許さないルール作りを進めること。

14. エネルギー政策について

- (1) 原発事故の早期完全処理と原因の究明・情報開示推進
汚染水対策を含め福島原発事故の早期収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。
- (2) 原子力エネルギーに依存しない社会の実現
原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を目指すこと。

15. カジノ賭博合法化法の廃止について

賭博を公認・推進することを内容とする「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」及び「特定複合観光施設区域整備法」は、賭博による市民の生活破壊および反社会的勢力による施設内外の支配をもたらす。これを廃止すること。

16. 不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、第190通常国会で成立した特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

以 上

対自治体要求指針

<地域包括ケアシステム・介護保険>（主として市区町村への要求）

1. 選択可能な統合された医療・介護ケア、地域包括ケアシステムの推進

(1) 利用者の必要性和選択を満たす、医療・介護・住宅・福祉の切れ目のないネットワーク＝地域包括ケアシステムを推進すること。

(2) サービス提供基盤整備

第7期介護保険事業計画・第7次医療計画を活用し、街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービス提供基盤を整備すること。

(3) 健康増進事業の推進

高齢者の健康寿命がのび、快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、嗜好品依存防止を含めて医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

その推進にあたっては、目安・情報の提供による個人の自律的選択を基本とし、受動喫煙防止等の例外を除き基準・要件による賞罰、強制・統制を持ち込まないこと。

(4) 医療・介護総合確保基金活用

「医療・介護総合確保基金」を適切に活用するとともにその執行状況を明らかにすること。新規計画への市民の意見反映の仕組みを整備すること。

(5) 地域包括支援センターの整備・機能強化

① 地域包括支援センターの機能を強化し実施体制を整備するため、保険者ごとに基幹的役割を持つ地域包括支援センターを設置すること。

② 予防マネジメントが過重な現在の業務を見直し、医療・介護連携、他機関連携を促進するために、運営費及び職員体制を拡充すること。

③ 地域包括支援センター運営協議会への住民代表の参加、協議内容の公開を促進すること。

2. 介護保険

(1) 新総合事業に移行した予防給付の実態把握と改善

① 新総合事業に移行した要支援認定者に対する予防訪問介護・予防通所介護について新総合事業への移行後も、利用者が求める場合は移行前と同等の「相当サービス」を継続実施すること。

新総合事業化を契機に生じた「サービス内容の変更や切り捨て、利用料の引上げ、担い手のボランティアへの変更」などの実態・影響を把握し必要な改善を図ること。

② 既に認定されている要支援者の認定更新、新規の要介護認定申請者とも、「基本チェックリスト」を要介護認定手続きの前置要件にしないこと。

(2) 認知症施策の拡充

① 新オレンジプランの基本理念「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けるこ

とができる社会の実現をめざす」を踏まえ、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「見守り・声掛け・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。

② 医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備を図ること。

(3) 安心して暮らすことのできる居住の場の整備

① 特別養護老人ホームを整備・拡充し、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。施設生活が必要な「要介護2以下」の希望者の特列入所を保証すること。

低所得・要介護（要援護）高齢者が貧困ビジネスに依存することなく安心して暮らせる居住の場を確保するため、養護老人ホームの施設整備と機能強化、職員配置を改善し、適正な入所措置を行うこと。

② 有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等における高齢者の権利保障のため都道府県と連携し、虐待防止や防災の観点から実態の把握と必要な指導を行うこと。また、貧困ビジネス化が危惧されている「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」、「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」等について正確に設置・運営実態を調査し、利用者の権利擁護のため必要な指導・助言を行うこと。

③ 地域在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護施設を拡充すること。

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保

① 18年度改正の介護報酬処遇改善加算を実質的に処遇改善に結び付けるため、その実施状況を把握・分析すること。

② 介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善に取り組むこと。

(5) 新設された国交付金

新設された高齢者の自立支援・重度化防止のための国交付金の取得にあたっては、医療・介護連携による地域包括ケア推進を基本とすること。交付金取得を目的として、ケアプラン、要介護認定率や介護給付費の抑制を行わないこと。また、地域ケア会議をケアマネジメント抑制の場にさせないこと。

(6) 介護保険事業に対する被保険者・市民参画の促進

第7期介護保険事業計画や総合確保基金の活用計画等、各種事業計画については、介護保険の被保険者・保険料を拠出する労使代表等の市民参画体制のもと、利用者の権利と超高齢社会への適応を両立させることを基本に執行すること。

(7) 国への働きかけ

介護保険について、都道府県・市区町村が協力して次の諸点を国に働きかけること。

① 介護保険費用の国負担分25%のうち、現在調整交付金に充てている5%は国で別財源を措置し、25%全額を保険者に交付すること。

② 介護保険の利用者負担は原則1割を維持すること。

③ 訪問介護の生活援助サービスを総合事業に移行しないこと。

④ 認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家

族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

- ⑤ 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる介護関係労働者の抜本的処遇改善を図ること。

<医療制度>（都道府県・市区町村要求）

（1）新しい国保制度の円滑な施行

財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

（2）医療計画・医療提供体制

第7次医療計画を、市民参画のもと透明性をもって、患者の権利と超高齢社会への適応を両立させることを基本に執行すること。医療・介護連携をめざし、将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。

（3）国への働きかけ

医療制度について、都道府県・市区町村が協力して次の諸点を国に働きかけること。

- ① 「75歳以上の医療費定率負担2割化」「所得に加え資産を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。
- ② 皆保険を破壊し、医療費の増大を招く「医療の産業化」を排除すること。
- ③ 経済成長・人口動態と連動する医療保険給付率の自動引き下げの検討をやめること。

<地域公共交通の充実>（都道府県・市区町村要求）

（1）高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。

（2）「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、に基づき、交通事業者、公安委員会、道路管理者、利用者や労働組合等の代表による協議会を設置し、「地域公共交通網形成計画」の策定やそれに基づく「地域公共交通再編実施計画」を策定すること。これらの計画とまちづくり計画を一体化して、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成するため、主体的に創意工夫して取り組むこと。

（3）利用者利便の向上のためバリアフリー化とシームレス化を実現すること。このため、警察、交通事業者等と連携して、諸施設のバリアフリー化を進めるとともに、路面整備、乗り継ぎの円滑化をはかるため交通結節点を整備すること。また、既存のバリアフリー施設について、高齢化の進展に対応するよう設置基準の見直しをはかること。

<低所得高齢者に対する除雪・暖房給付>（積雪・寒冷地の都道府県・市町村要求）

低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

以 上

2018年度低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求

日本退職者連合

退職者連合は、一人暮らしの高齢者とりわけ低所得高齢単身女性が日々の暮らしにおいて直面している課題の解決に向けて、国ならびに地方自治体に対し次のとおり要求する。

1. 安心して暮らせる居住の場を確保すること

- (1) 国・地方自治体は、住宅セーフティネット法が改正されたことから、全自治体で住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度を実施すること。
- (2) 国・自治体は、住宅セーフティネット制度の促進と制度の概要など周知徹底を図ること。
- (3) 国・自治体は、居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。
- (4) 国・地方自治体は、入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。
- (5) 低所得高齢者が安心して暮らせるよう地域包括支援センターへの連携強化をはかること。

2. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること

- (1) 一人暮らしの高齢者を対象とした身元保証や日常生活支援、死後事務等に関する「身元保証等高齢者サポート事業」に係わる悪質業者による消費者被害を防止すること。
- (2) 指導監督に当たる行政機関を明確にすること。
- (3) 事業者の実態把握及び利用者からの苦情相談内容を把握すること。
- (4) 消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう情報提供すること。

3. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること

- (1) 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等の有無が入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを監督・指導権限を有する都道府県に周知すること。
- (2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。

4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること

- (1) 新オレンジプランにもとづき、すべての自治体で認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の設置をはかること。
- (2) 認知症の認定申請の手続きの簡素化をはかること。
- (3) 認知症の患者や家族を支援するための「認知症サポーター」の拡大をはかること。
- (4) 認知症高齢者に起因する事故等について、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討する

こと。

5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること

相談窓口の充実をはかり、自立支援、就労支援など自立できるようサポート体制を強化すること。
さらに、自立支援に向けて、地域に互助の関係づくりや参加など地域との関係づくりを支援すること。

6. 社会的孤立や孤独死の防止について

国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支えあいの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）、民間事業者（郵便配達、新聞配達、宅配ドライバー等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。

7. 高齢者の消費者被害防止をはかること

高齢者の消費者被害の防止に向けて情報の収集や提供、被害の相談、啓発や教育など消費者基本法にもとづき、消費者行政の推進、関係機関の連携強化をはかること。

8. 移動困難者の対策をはかること

国・地方自治体は、交通政策基本計画にもとづき、買い物や通院など日常生活における移動困難者に対し、地域の特性を考慮した適切な移動手段を確保すること。また、高齢運転者の特性を踏まえた対策を推進すること。

以 上

対自治体要求指針

<低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求>

1. 安心して暮らせる居住の場を確保すること

- (1) 昨年10月から、高齢者や低所得者層などを対象として、民間の空き家などを低額な賃貸住宅として提供する「改正住宅セーフティネット法」が施行されたことから、各自治体は制度の積極的な周知徹底をはかること。
- (2) 登録された住宅については、それを必要とする対象者が速やかな情報が得られるよう、国交省の「セーフティネット住宅情報システム」や「住宅支援法人」に任せることなく、自治体として必要な情報把握と提供に努めること。
- (3) 空き家などの所有者が自治体に物件を登録しやすくするために、登録住宅の耐震改修やバリアフリーなどを行う場合の費用の助成について、自治体として必要な措置を講ずること。
- (4) 入居を希望する低所得者（月収15万8千円以下）については、生活の状況に応じて、契約の際の家賃の債務保証料（最大6万円）や、月額最大4万円の家賃補助の幅を拡大するなど、当該自治体としてきめ細かい措置を講ずること。

2. 安心して利用できる身元保証等高齢者サポート事業を推進すること

- (1) 病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことを理由に、入院・入所を拒む等の取り扱いを行わないよう行政指導を強化すること。
- (2) 身元保証や死後事務等を行う「身元保証等高齢者サポート事業」にかかわる事業者・団体の実態を把握し、預託金の保全措置などについて検討を進めること。
- (3) 身元保証等高齢者サポートを業として行う個人・事業者・団体については、担当行政機関への届出制にすること。

3. 高齢者の消費者被害防止対策を強化すること

- (1) 高齢者の消費者被害防止に向けて、被害やトラブルなどの実態について情報収集を行うとともに、その内容を公開し、担当行政、消費生活センターなどが連携し、消費者被害を未然に防ぐ広報活動を充実させること。
- (2) 地方自治体が独自に運営する消費生活センター及び相談窓口の有無を調査し、未開設の自治体については速やかに開設すること。また、必要な相談員を確保するとともに、相談員の雇用・処遇、能力開発の改善・充実を努めるなど相談機能をより強化すること。
- (3) 消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）を踏まえた「地方消費者行政強化作戦」、具体的には、相談体制の質の向上、適格消費者団体の空白地域解消、消費者教育の充実などについて目標を達成すること。また、高齢者等を見守る「消費者安全地域協議会」を着実に設置し、実効ある見守りネットワークの構築をはかること。

以上

2018年 月 日

総務大臣 あて

地公退会長 名

日ごろ地方自治の前進のためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、地公退は7月27日に第49回総会を開き下記の要求を決定しました。この要求の実現に向けご努力くださいますようお願いいたします。

記

1. 憲法第25条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福祉施策を確立すること。
2. 年金について
 - (1) 年金制度の検討に当たっては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意すること。
その改善・改革は実証に基づく緻密な設計と丁寧な合意形成によること。また、被保険者・年金受給者の意見反映を保障すること。
 - (2) 年金制度と財政を安定させるため、雇用の安定・質の向上、賃金改善、次世代育成支援充実を図ること。
 - (3) 年金保険の加入者を拡大すること。このため地方自治体に働く非常勤職員・臨時職員の被用者年金加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。
 - (4) マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できることを重視して、現受給者をはじめ関係者と誠実に協議すること。基礎年金をマクロ経済スライドの対象外とすること。
 - (5) 年金受給者の選択権を前提に、国民年金保険料拠出期間を延長すること。公務員定年延長を視野に、基礎年金給付算定時の納付上限（480ヶ月）を延長し、延長した月数に合わせて基礎年金を増額すること。および年金受給開始時期の選択肢を70歳以降に拡大すること。在職老齢年金は就労による労働参加率向上を促すものになるようあり方を検討すること。
 - (6) 地方公務員共済長期積立金運用について、機械的にGPIFに追随しないこと。国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿った運用を拡充すること。
 - (7) 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く削減幅が大きい。沖縄の実情に即して何らかの是正策をとること。
3. 医療保険に関する財政制度等審議会建議について
2018年の財政制度等審議会建議で言及された次の事項は、地方公務員退職者にとって重大な生活上

の支障をもたらす。実施しない方向で関係者と協議すること。

- (1) 75歳以上の医療費自己負担定率2割化
- (2) 負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を算定基礎とした患者負担
- (3) 薬剤費自己負担引き上げ、受診時定額負担

4. 地域包括ケアシステム基盤整備について

入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態により、利用者本位の診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する地域包括ケアシステムを街づくりと一体で、実現すること。

その基盤となる特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅などについて、今後の需要増に対応する計画的整備のため、適切な財政措置を講ずること。

5. 生活保護・生活困窮者自立について

生活保護基準を切り下げて受給者の権利を抑制することは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調整して速やかに復元すること。生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため地方自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

6. 社会保障・税番号について

- (1) 「社会保障・税番号」については、技術・倫理両面から個人情報漏洩・改竄成りすましを防止する仕組みを確立すること。あわせて、侵害が生じた場合の制裁・補償のルールを強化すること。
- (2) 「社会保障・税番号」は、社会保障の負担と給付に関する「社会保障の個人会計」とは将来にわたって完全に遮断すること。

7. エネルギー政策と原子力発電の見直しについて

- (1) 従前のエネルギー政策を抜本的に見直す立場で関連省庁と協議すること。
 - ① エネルギー政策の地方分権を進めること。
 - ② 市民とともにエネルギー多消費型社会構造・生活構造を変革し、需要に合わせる供給から供給に合わせる需要に転換すること。
 - ③ 再生可能な自然エネルギーの開発・普及を進め、温室効果ガス削減を図ること。
- (2) 地方自治体と協力して原子力発電所の安全性を徹底的に検証・点検して情報公開すること。原子力発電に依存しない社会をめざし、新たな原子力発電所は建設しないこと。休止した炉は原則的に再稼働せず、計画的に廃炉とすること。原発の設置・稼働に関する検討は事故時に影響を受ける可能性のある全ての自治体を当事者とすること。

以 上

自治退福利厚生事業の推進

1. 共済・保険事業

自治退は会員の福利厚生のために①全労済自治労共済の退職後利用の推進、②東京海上日動火災保険㈱と提携した「安心総合共済」、東京海上日動あんしん生命保険㈱と提携した「自治退医療保険」「自治退がん保険」の共済・保険事業に取り組んでいます。

2. 全労済自治労共済の推進

- (1) 退職後に継続利用できる全労済自治労共済事業には、「長期共済・退職後共済（退職時に年金、医療、遺族のいずれかを選択）」「マイカー共済」「住まいる共済」があり、退職者会と連携して取り組まれています。これらは従前在職時（退職前か、退職時）加入が退職後継続の条件になっており、退職後の新規加入はできませんでしたが、「マイカー共済」、「住まいる共済」については退職者会の要望を受け止めて、退職後の新規加入が承認されることになりました。
- (2) これを受け、各単会は、各全労済自治労共済支部と協議し、会員へ周知を図り、退職者の新規加入、他保険、他共済に加入している会員への「マイカー共済」「住まいる共済」への切り替えをはかり、共済加入と退職者加入を一体的に促進します。
- (3) また、全労済自治労共済の退職者会に関する諸事業については、その利用方法、運営、制度などについて、全労済自治労共済との連絡・協議を密にします。

3. 「安心総合共済」の推進

- (1) 会員の福利厚生の向上と組織財政確立に役立っている「安心総合共済」「自治退医療保険」「自治退がん保険」の周知・加入拡大に努めます。これらの共済・保険商品は、東京海上日動火災保険㈱と東京海上日動あんしん生命保険㈱を引受保険会社とし、(株)自治労サービスを代理店として扱っています
- (2) 「安心総合共済」の特徴
 - 「安心総合共済」は、①ケガ（病気は対象外）、②日常生活における法律上の賠償事故、③外出中の携行品損害、④受託品賠償事故、を総合して補償する保険商品です。また、安心総合共済加入者全員に対する無料の付帯サービスとしてフリーダイヤルを利用したの医療相談「メディカルアシスト」を提供しているほか、別途追加掛金によるオプションとして、①ホールインワン・アルバイトロ費用、②がん補償（満70歳まで補償・要健康告知）を設けています。
 - 安心総合共済の基本補償は、退職者会員であることが加入要件で、①年齢制限がない、②夫婦型では配偶者も加入できる、③医師の診査・健康状態の告知不要、④1年契約で、年1回を通したの契約は1月初め締め切りですが、その年の10月20日（8月14日消印最終締め切り）まで中途加入が可能、⑤傷害天災補償コースもある（地震・噴火・これらによる津波が原因のケガ

を補償)、などの特徴があります。また、ケガの補償に加えて、損害賠償事故(同居の親族の賠償事故を含む)、携行品事故、受託品賠償事故の補償が組み合わされていることは、「安心総合共済」の大きな特徴です。

- 東京海上日動火災保険㈱と自治退共済会の団体契約による共済事業であるため、補償内容、掛金、事務処理方法などを共同で検討することができます。

(3) 財政面で組織に大きな寄与をしています

共済事業収入は本部一般会計全体の4分の1強を占め、各単会には、加入件数や加入率により「組織宣伝助成金」「郵送費補助」「広告宣伝費補助」などの助成金が交付され本部・単会活動にはなくてはならない財源となっています。

なお、単会助成金については収入総額と助成総額とのバランス、助成基準の適正化を考慮して引き続き見直します。

(4) 「安心総合共済」加入状況

2018年の加入契約者数は18年6月20日時点で10,343人となり、前年同期比217人減となりました。今後減少に歯止めをかける取り組みを強めなければ保険料率団体割引などの加入条件の低下が危惧されます。

(5) 加入拡大のために

加入者の減少傾向を食い止め拡大に転換させるために、次のような活動を進めます。

- ① <加入ゼロ単会を無くすため、まず三役の加入をめざす> 安心総合共済について、各県本部は、加入ゼロの単会をなくし、単会ごとの加入目標の設定とその実現のための学習交流会や宣伝活動を強めます。このため、まず各級役員全員の加入をめざします。(総単会数526、うち加入単会数355、加入ゼロ単会171、32.5%)
- ② <会員数の10%以上> 各単会は「共済事業が自治退の組織強化活動のひとつの柱である」ことを役員会などで徹底し、会員数の最低10%以上加入の拡大目標を設定しその実現のための宣伝活動を強めます。
- ③ <新規退職予定者への呼びかけ> 新規退職予定者に対し、説明会や郵送など退職者会への入会案内をする際に、退職者会共済事業についても説明し、入会とあわせて「安心総合共済」へも同時に加入するよう呼びかけます。3月31日の定年退職日にはその年度における契約の開始時期3月20日が過ぎていますが、予め入会が確認できる退職者は会員として開始時期から加入を受け付け、これによりがたい場合は月割掛金による「中途加入制度」の活用を勧めます。
- ④ <遺族会員制度> 各単会は遺族会員制度を設け、配偶者である遺族も安心総合共済に引き続き加入できるようにしておきます。このため、各単会規約の整備と、遺族に対する制度利用案内を進めます。(モデル規約例参照)
- ⑤ <パンフ・機関紙などの活用> 新たに作成した「安心総合共済」のチラシを可能な限り多くの会員に届けることを基本にして、パンフレット「今度退職されるあなたに」、リーフレット「退職者会で豊かな人生を!」、新聞「じちろう―退職者会版・新年号」自治退ニュースの広告欄などの活用や、県本部・単会の新聞やニュースなどで「安心総合共済」の会員への周

知徹底を図ります。

- ⑥ <加入推進活動のための集まり> 拡大活動推進のために県本部代表者会議や地域学習会で学習・意思統一を図るとともに、「安心総合共済」の内容・拡大の意義の徹底や活動の交流を図ります。

また、退職者会の各種会議、集まり、イベントの機会を捉えて共済事業の説明会、チラシなどの説明資料を活用した制度学習の機会を増やすよう取り組みます。

必要に応じて「福利厚生集会」を開催し制度・実務・加入促進等の意思統一を図ります。

4. 「自治退医療保険」「自治退がん保険」

「自治退医療保険」「自治退がん保険」については、07年秋から東京海上日動あんしん生命保険㈱で通信販売の仕組みを活用し始め、加入上限年齢も75歳までとなり、一定数の加入者がいます。

「自治退医療保険」「自治退がん保険」は安心総合共済と異なり自治退専用制度ではなく、健康状態の告知など一定の手続きが必要ですが、ケガを対象とする「安心総合共済」と組み合わせることで総合的補償が可能になります。このことを説明しながら加入を促進します。

5. 「福利厚生委員会」の設置

これらを推進するため、2019年度は福利厚生委員会を設置します。

[遺族会員に関するモデル規約（例）]

第_____条

本会は会員が死亡したのち、希望する遺族を会員とすることができる。

遺族会員の権利は会員と同等とし、会費については、※_____とする。

※ 会員同額、会員半額、（会費免除）など、それぞれの単会の判断で設定する